答申

第 1 審議会の結論

名古屋市教育委員会(以下「実施機関」という。)が本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非開示決定は、これを取り消し、名古屋市教育委員会事務局学校教育部指導室(以下「指導室」という。)の指導主事が作成した記録(以下「本件記録」という。)を特定の上、開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成24年 1月31日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例(平成17年 名古屋市条例第26号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、 審査請求人の子(以下「本件児童」という。)に関する次に掲げる個人情報 の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
 - (1) 名古屋市立〇〇小学校(以下「本件小学校」という。) における本件児童に関する事項が議題とされた職員会議議事録全て。特に、平成19年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、ア成20年〇月〇日、同月〇日、同年〇月〇日、及び同年〇月〇日に開催されたいじめ等対策・学習支援委員会議事録(以下「本件請求文書①」という。)
 - (2) 平成19年当時における本件児童に関する保健日誌、保健室来室記録又はこれに類するもの(以下「本件請求文書②」という。)
 - (3) 平成20年〇月〇日に行われた本件児童に関する保護者と指導室主事との 面談メモ及び報告書又はこれに類するもの(以下「本件請求文書③」とい う。)
- 2 平成24年 2月14日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書① から本件請求文書③までが存在しないことを理由に非開示決定(以下「本件 処分」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 4月 9日、審査請求人は、本件処分のうち、本件請求文書③を非開示 とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件請求文書③を非開示とした部分を取り消す、との裁 決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成20年〇月〇日、本件児童の保護者(以下「審査請求人ら」という。) は、本件児童に関して、指導室の指導主事 2名(以下「指導主事ら」という。) と面談(以下「本件面談」という。) を行った。本件面談の主な内容は、本件児童が本件小学校においていじめに遭っていること、これに対して本件小学校が適切に対応してこなかったこと等である。本件面談中、指導主事らは、ノートに本件記録を作成していた。
- (2) 同年 3月初め、審査請求人が依頼した弁護士が本件小学校に対し書面を送付しているため、実施機関は、後のために資料を作成し、現在まで保管を継続していた。したがって、本件請求文書③は作成され、現在まで存在していることは明らかである。
- (3) 同年 3月頃、実施機関が弁護士に対して法律相談を行った際に、実施機関の職員は法律相談に関する文書を作成していることから、当該文書には本件面談の内容が含まれているはずであり、本件記録は当該文書を作成する際の資料となっているはずである。

また、実施機関は、本件面談の時点で、本件児童に対するいじめに関する事実が争訟に発展する可能性があると認識していたとしているので、本件記録も争訟に関する資料として保存されていると推測される。

仮に、その後に本件記録が破棄されていたとしても、法律相談に関する 文書の中には、本件面談における審査請求人の訴えの内容が記載されてい るはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成20年〇月〇日、審査請求人らと指導主事らは、本件面談を行った。
- 2 同年〇月〇日、指導主事らは、本件小学校を訪問し、校長、教頭及び教務 主任に対して、本件面談の内容について、口頭で説明を行った。

また、指導主事らは、上司に対して本件面談の内容を報告する際も、口頭

で行った。

- 3 指導主事らは、上記 2で述べたとおり、本件面談の内容を関係者に説明する際は、すべて口頭で行っており、本件面談に関する報告書又はこれに類する文書(以下これらを「本件報告書」という。) は作成していない。
- 4 本件面談の際、片方の指導主事がノートに本件記録を作成していた。本件 記録は、当該指導主事が本件面談の内容を記録したものであることから、「実 施機関の職員が職務上作成した文書」であると認められる。

しかし、指導主事らは、上司や本件小学校の校長らに対して、本件面談の内容を口頭で説明しており、本件記録は使用していない。本件記録は、指導主事らが個人的な覚えとして利用するために作成したものであることから、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」であるとは認められない。したがって、本件記録は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)第2条第2号に定める行政文書に該当しない。

- 5 審査請求人は、法律相談に関する文書には、本件面談の内容が含まれているはずである旨を主張している。実施機関が、審査請求人らとのトラブルについて法律相談を行った際に作成した当該法律相談に関する文書には、審査請求人が主張するとおり、本件面談の内容が記載されている。しかし、当該文書に記載されている本件面談に関する部分は、本件小学校の校長が、本件小学校を訪問した指導主事らから聞き取って記載したものである。
- 6 審査請求人が、平成23年12月 9日に行った、本件児童が名古屋市立〇〇小学校及び本件小学校在籍期間中に本件児童に関して作成されたもので、通知表、一般の保護者宛各種案内及び連絡を内容とする文書並びに各教科テストを除く全ての公文書、公文書以外の文書及び電磁的記録に関する個人情報の開示請求(以下「別件開示請求」という。)に対し、実施機関は、平成24年1月25日付けで、〇〇小学校における不登校児童に係る対応について(法律相談)及び法律相談結果(以下これらを「法律相談文書」という。)を特定し、条例第20条第1項第7号に該当することを理由に、非開示決定を行うとともに、本件児童に関する他の行政文書についても、全て特定し、開示決定を行った。

本件開示請求が、別件開示請求に対する開示決定及び非開示決定を行った後に行われたものであることからすれば、本件開示請求は、法律相談文書の

開示を求めるものではなく、別件開示請求において特定されなかった文書について新たに請求しているものであると理解している。

なお、仮に法律相談文書が本件開示請求の対象となる文書であったとして も、別件開示請求で非開示決定を行った理由と同じく非開示とされるべきも のである。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件処分に係る本件請求文書③が存在するか否かが争点となっている。

- 2 指導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第19条第 3項の規定に基づき、上司の命を受け、教育委員会が所管 する学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項 の指導に関する事務に従事するとされている。本市における指導室指導主事 の分掌事務は、学校教育の指導に関することであり、校長に助言と指導をすることを主な事務として行っている。
- 3 本件審査請求の対象となる行政文書について
 - (1) 審査請求人が請求している行政文書は、本件面談に関するメモ及び報告書又はこれに類する文書である。
 - (2) 当審議会の調査によると、本件面談に関し、次の事実が認められる。
 - ア 平成20年〇月〇日、指導主事らが審査請求人らと本件面談を行った際、 片方の指導主事(以下「記録作成指導主事」という。)が、本件記録を 作成した。

本件面談後、本件面談に同席したもう一方の指導主事(以下「記録保管指導主事」という。)が本件記録を受け取り、記録保管指導主事個人のファイルにとじて自席で保管した。

- イ 指導主事らは、本件面談の内容を本件小学校及び指導室の関係者に口 頭で報告した。
- ウ 平成22年〇月下旬頃、本件児童が本市に対し提起した損害賠償請求訴訟に係る訴状(以下「本件訴状」という。)の中に、本件面談についての記載があったことから、本件面談の内容を確認するため、訴訟を担当する名古屋市教育委員会事務局総務部総務課の職員(以下「総務課職員」

という。)が記録保管指導主事から聞き取りを行った際に、本件記録を 取得し、総務課主事の自席で保管した。

なお、本件記録は、裁判所、弁護士等に提示又は提出されていない。

(3) 本件報告書について

ア 当審議会の調査によると、実施機関は、本件小学校や指導室の関係者 に対する本件面談に関する報告を、すべて口頭で行っていたため、本件 報告書は作成されていないと認められる。

イ したがって、本件報告書は存在しないと認められる。

(4) 本件記録について

ア 審査請求人が請求している行政文書は、本件請求文書③であり、本件 記録は、指導主事らと審査請求人らとの本件面談の内容を記録したもの であることから、その内容は審査請求人らの個人情報であると認められ る。

しかし、実施機関は、本件記録は指導主事らが個人的な覚えとして利用するために作成したものであり、行政文書に該当しないと主張している。

したがって、本件記録が行政文書に該当するか否かを判断する。

- (ア)条例第18条第 1項では、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができると規定されており、保有個人情報とは、条例第 2条第 2号ただし書で、名古屋市情報公開条例第 2条第 2号に規定する行政文書に記録されているものに限ると規定されている。
- (イ) 行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、 図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いる ものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。
- (ウ) そこで、本件記録が、実施機関の職員によって職務上作成し、又は 取得された文書か否かについて判断する。

本件記録は、本件面談の内容を、記録作成指導主事が記録したものであることから、実施機関の職員が職務上作成した文書であると認められる。

- (エ) 次に、本件記録は、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、 実施機関が管理しているものか否かについて判断する。
 - a 上記 (2) ウで述べたとおり、本件記録は、本件面談を行った記録 保管指導主事から訴訟を担当する総務課職員へと、実施機関の職員 間で引継ぎが行われている。このことは、訴訟に至る一連の経過の 関連資料の保存であり、実施機関がその後の争訟事務の遂行におい て、本件記録を利用可能な状態で保有していると認められる。
 - b したがって、本件記録は、実施機関の職員が組織的に用いるもの として、実施機関が管理しているものであると認められる。
- (オ)以上のことから、本件記録は、行政文書に該当し、本件請求文書③ に該当することから、これを特定することが妥当である。
- イ 次に、本件記録が条例第20条第1項各号に該当するか否かを判断する。
 - (ア) 本件記録は、本件面談の内容を記録したものであり、その内容は審査請求人が了知しているものであることから、非開示とすべき情報が含まれているとは認められない。
 - (4) したがって、本件記録は、条例第20条第 1項各号のいずれにも該当しないと認められる。

(5) 法律相談文書について

ア 実施機関は、別件開示請求に係る非開示決定の後に、本件開示請求が なされたことから、法律相談文書は本件請求文書③から除外されると主 張している。

しかし、本件開示請求における文書の特定は、別件開示請求で対象と した保有個人情報を除くとの明示的な指定がある場合等、例外的な場合 を除いては、本件開示請求に係る保有個人情報を特定するために記載さ れた内容によって行うべきものであることから、法律相談文書が本件請 求文書③に該当するか否かを判断する。

イ 法律相談文書は、審査請求人らとの間の紛争に関して、実施機関がどのような点を法的問題と考え、それについてどのように対処すべきかを 弁護士に相談した内容及び当該相談の結果をまとめた内容が記載された 文書であり、後に争訟に発展する蓋然性が高い状況において、争訟への 対処又はその準備の一環として、実施機関が作成したものである。

- ウ したがって、法律相談文書の中に本件面談における審査請求人らの訴 えが反映されているとしても、特定日における面談内容を報告するため に作成される文書と法律相談文書は、その目的、趣旨等を異にするもの である。
- エ また、当審議会が法律相談文書の内容を確認したところ、本件記録は 法律相談文書に含まれていないと認められる。
- オ 以上のことから、法律相談文書は、本件請求文書③に該当しないと認められる。
- 4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

5 審議会の要望

指導主事らは、審査請求人らとの本件面談の内容について文書を作成せず、 口頭のみで本件小学校及び指導室の関係者に対して報告を行っているが、本 件小学校及び指導室は、本件児童及び審査請求人らへの対応、経過等を正確 に把握しておく必要があると考えられることから、当審議会としては、今後、 この種の面談に関する情報については、行政文書として記録を作成し、適切 な管理がなされるよう要望するものである。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 4月19日	諮問書の受理
4月23日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月 1日	実施機関の弁明意見書を受理
6月 5日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意
	見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申
	出書を提出するよう通知
8月 8日	調査審議
(第169回審議会)	実施機関の意見を聴取
10月24日	調査審議
(第171回審議会)	

平成25年 1月 9日	調査審議
(第174回審議会)	
4月12日	調査審議
(第177回審議会)	
4月26日	答申